

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

別居の妻からの離婚請求、承諾できません…

Q

別居している妻のことで相談に上がりました。私はまもなく還暦ですが、幸い健康で、自営業やボランティアをして過ごしています。4つ下の妻とは30年前、東京で知り合いました。社交的な美人で、私の一目惚れ。地方の産家の一人娘なので、三男の私が婿に入ることになり、故郷からはずいぶん遠い妻の家に来て、以来両親と同居し、2人の子を育て、普通に仲良く暮らしてきましたつもりです。

男と同居するようになりました。当時存命だった父は私が看取りました。長女が地元の高校を卒業して東京の大学に入って以来、私は1人暮らしです。妻は法事などで帰って来るくらいですが、私は文句も言わず仕送りを続けています。ところが妻から先般離婚してほしいと言われたのです。応じなければ法的手段も辞さないと強硬なのは、男がいるのかもしれない。

いくらなんでも理不尽ではないでしょうか？ 私は浮気をしたこともなく、真面目に働いてきました。何より、子供が結婚し、長女が就職するまでは、親の責任として離婚すべきではないと思います。なお両親の遺産については、地元の家は私、東京のマンションは妻、5000万円ほどあった預貯金と株式は半分ずつずつに分けています。

協議離婚を拒否しても、調停や訴訟になることも。慰謝料などをもらって離婚するのも一つの方法です。

A

なんと申し上げてよいのでしょうか。ただ結論から言うと離婚は仕方がないと言うか、どう抵抗しても奥様が真摯に望む以上結局は認められてしまいます。

結婚生活が破綻した原因は、ご相談者が言われるように、たぶん一方的に奥様にあるのでしょう。裁判所は有配偶者、つまり結婚生活を破綻させた当事者からの離婚請求をなかなか認めない時期を過ぎて、かなり前からいわゆる破綻主義を取っています。それでも未成年の子供、ことに小さな子供がいれば裁判所も躊躇しますが、ご相談者の場合にはそれがありません。

夫婦には互いに同居し助け合う義務があります。単身赴任やその他正当な理由もないのに別居が続いている事実は、結婚生活の破綻を裏付けています。その期間は5年もあれば確実。結婚式や就職に両親そろっていたほうがとのお気持ちは分かりませんが、子供さんが将来結婚されて式を挙げるかどうかは分かりません。ご夫婦がそれまで待ちたいというのであれば別ですが、



でなければ離婚を拒否する理由にはなりません。

今、協議離婚を拒否しても奥様が調停を起してきたら応じざるをえません。そこでも離婚は嫌だと抵抗して調停が不調になれば、相手は訴訟を起こしてくるでしょう。裁判所がそこで勧めるのは和解による離婚で、これを拒否しても結局判決で認められてしまいます。ですので冷静に考えて、条件

闘争、つまりは財産分与や慰謝料をできるだけ多くもらって離婚するほうが得策だと思おうのです。ご夫婦で蓄積した財産は、たとえ妻が専業主婦でも半々の取り分とされています。それを余計にもらうとか、奥様もお金があるのですから、慰謝料としてかなりの額をもらおうとか。と申し上げてもなかなか踏ん切りはつかないでしょうけれども。